平成２２年（フ）第１４９２８号
東京都葛飾区小菅３丁目19―16―202
破産者　深浦　清久
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９７０号
東京都八王子市石川町2598―１―205
破産者　二本柳恵子
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９８８号
埼玉県川越市豊田町３丁目８－６―103
破産者　佐藤　　剛
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０１１号
東京都江戸川区中葛西８丁目21―17―201
破産者　藤永　幸大
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９９２号
埼玉県川口市芝富士２丁目13番11号
破産者　株式会社パリス
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５７９号
東京都世田谷区野毛２丁目10―５
破産者　森脇　信治
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９６１１号
東京都渋谷区渋谷１丁目８番１号
破産者　株式会社メディアアイランド
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８６６号
東京都新宿区西新宿７丁目４番７号
破産者　Ｉｎｐｒｏｔ　Ｔｅｌｃｏｍ株式会社
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８６７号
東京都東大和市桜が丘１丁目1429―３　東京ユニオンガーデンＡ―214
破産者　塩沢　　将
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８６８号
東京都昭島市昭和町３丁目23―12―602
破産者　伊藤　国治
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１５０号
東京都板橋区志村２丁目19番17号
破産者　ＫＹＧ株式会社（旧商号ユニオン光学株式会社）
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８５０号
千葉県松戸市幸田１丁目10、開始決定時の住所東京都台東区今戸２丁目19―11
破産者　尾谷　信行
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４９８号
東京都世田谷区深沢３丁目２―11　中野方
破産者　前田　裕介
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４３４号
埼玉県朝霞市幸町２丁目18―12―108
破産者　中山　妙子
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３６号
神奈川県綾瀬市大上１丁目28番34号
破産者　有限会社厚木ストアー
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３０号
新潟県長岡市柏町１丁目３番25号、前住所長野県長野市大字南長野妻科294番地
破産者　得間　由晴
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１０８９号
大阪市城東区関目１丁目９番22号
破産者　株式会社キャトル・ビー
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８７２号
大阪市天王寺区茶臼山町２番11―601号
破産者　株式会社サーチプロ
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０１２号
大阪市北区天神橋３丁目１番28号第三グランドビル503号
破産者　株式会社アイワンエイト
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０９６号
大阪府高石市羽衣１丁目14番23号
破産者　有限会社花好酒店
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７４号
相続開始時の住所地香川県坂出市川津町1986番地22　ケアハウスハイツ城山
破産者　亡奈良美智子相続財産
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１０９号
鹿児島県姶良市東餅田1229番地13
破産者　春田　成美
1　決定年月日　平成22年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係